

# 埼玉県の給与・定員管理等について（令和4年度）

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（令和3年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	7,385,848	2,499,335,860	34,836,651	548,507,717	21.9	26.5

### (2) 職員給与費の状況（令和3年度普通会計決算）

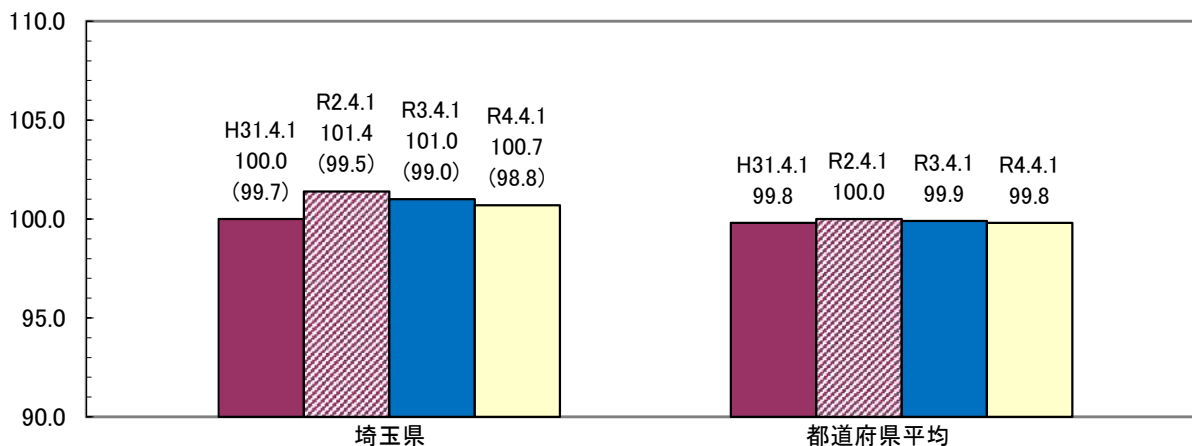
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	60,681	249,677,204	61,436,087	100,554,164	411,667,455	6,784	6,821

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【理由】

③令和2年度において、人事委員会勧告に基づいた給料及び地域手当の配分見直しを行い、地域手当が下がり給料月額が上がった影響で、数値が上昇した。

【改善の見込み】

今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適正な給与水準としていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円 379,308	円 378,368	円 940(0.25%)	% 0.25	% 0.24	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	月 4.39	月 4.30	月 0.09	月 0.1	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定の実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国に準じて平均2.5%引き下げました(国は平均2%の引下げ)。ただし、平成30年3月までの間、段階的な緩和措置(国は現給保障)を実施しました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

(参考)

	給料表 (俸給表) の改定率	平成30年3月までの緩和措置		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
埼玉県	△2.5%	平成27年3月31日の 給料月額を支給	平成27年3月31日の 給料月額との差額の 2/3を支給	平成27年3月31日の 給料月額との差額の 1/3を支給
国	△2.0%	平成27年3月31日の 俸給月額を支給	同左	同左

②地域手当の見直し

実施内容

(地域手当の改定の実施時期) 平成27年4月1日							
(内 容)							
	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合	平成28年度 の支給割合	平成29年度の支給割合		見直し後の支給割合	
				4.1時点	遡及改定後	(H30.4.1～)	(R2.4.1～)
国基準による 支給割合	8.1%	9.6%	10.4%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%
埼玉県の 支給割合	7.0%	8.3%	9.3%	9.7%	9.8%	10.0%	8.3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。  
(平成27年4月1日実施)